

平成26年第4回東大和市議会定例会会議録第29号

平成26年12月9日（火曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（3名）

事務局長 関田新一君
主事 須藤孝桜君

議事係長 尾崎潔君

出席説明員（23名）

市長 尾崎保夫君
教育長 真如昌美君
総務部長 北田和雄君
市民部長 関田守男君
福祉部長 吉沢寿子君
環境部長 田口茂夫君
学校教育部長 阿部晴彦君
行政管理課長 五十嵐孝雄君
産業振興課長 乙幡正喜君
保育課長 宮鍋和志君

副市長 小島昇公君
企画財政部長 並木俊則君
総務部参事 鈴木俊雄君
子ども生活部長 榎本豊君
福祉部参事 広沢光政君
都市建設部長 内藤峰雄君
社会教育部長 小俣学君
財政課長 川口莊一君
市民部副参事 小川泉君
青少年課長 中村修君

市民生活課長 田村美砂君
学校教育部 小坂橋悦子君
副参事

都市計画課長 神山尚君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時31分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 和地仁美君

○議長（尾崎信夫君） 通告順に従い、7番、和地仁美議員を指名いたします。

[7番 和地仁美君 登壇]

○7番（和地仁美君） 議席番号7番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1つ目は、市民協働についてです。

尾崎市長就任以来、市民協働の必要性については、さまざまところで発信されていると思います。確かに行政サービスへのニーズが多様化している中、よりよい市政運営、またまちづくりには市民協働は欠かせないものと考えます。東大和市では、市民協働については、いまだ積極的な取り組みというところまではいっていないとはいえ、先日の市長と語ろう会、タウンミーティングでは、そのテーマは市民協働ではなく、ちよこバスについてでしたが、その乗車率のアップや利便性などについては、参加された市民の方から市民協働で取り組もうという御意見も出ており、市民協働の機運は市長就任当初より高まっていると感じました。また、大きな意味でいえば、平成24年度から試行的に実施している市民による行政事業の外部評価も市民協働の取り組みであり、市民目線の新たな意見も出ており、一定の効果があると考えています。現在、市では市民協働の指針を作成しており、大分内容も固まってきたようですので、今後の市民協働への取り組みなどを確認したく、質問に取り上げさせていただきました。

①市の考える市民協働について。

ア、現在、市民協働の指針を作成しているが、それはどのような位置づけになり、それができたことによつてどのような効果が期待できるものなのか。

イ、市民と行政が協働する方法はさまざまあると思うが、どのような方法が考えられるか。

②現状について。

ア、現在の市民協働の取り組みはどのようなものがあるか。

イ、市が考えている市民協働の方法の中で、現在取り組めていないものは何か。また、その課題と課題を解決する方法について今後取り組むべきものは何か。

ウ、現在、実現している協働についての課題はあるかをお尋ねしたいと思います。

2つ目は、東大和市の学力向上のための取り組みについてです。

10月に教育の日やまとの企画として、ハミングホール、大ホールで開催された学力向上 東大和市の取組は、多くの地域の方、保護者が参加し、その関心の高さが感じられました。また、教育長の掲げる学校、地域、家庭で子供たちを育てるという方向性に対しても画期的な企画であったと思っています。この発表会では、ことし初めて参加したアメリカン・サマーキャンプの発表、東大和市の子供たちの状況を示すデータ、各中学校区の取り組みなどが発表されましたが、その発表内容を確認し、今後の課題も見えてきたと思いますので、質問に取り上げさせていただきました。

平成26年10月29日の教育の日やまとの企画として開催された学力向上 東大和市の取組の内容から以下、伺います。

ア、アメリカン・サマーキャンプの参加者の発表があり、非常に効果があると感じました。教育委員会としては、どのような効果を分析し、今後どのように活用し、広がりを持たせようとしているのか。

イ、全国学力・学習状況調査の結果から、どのような課題があると分析しているのか。また、その解決策についてどのようなことを考えているのか。

ウ、各中学校区の取り組みについての発表について、どのような発表内容を要望したのか。

エ、この会を開催したことで、新たに発見できた課題はあるか。

以上、この場におきましての質問は、ここまでで終了させていただきます。再質問につきましては、自席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

〔7 番 和地仁美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、市民協働についてであります。移り変わる社会経済環境と拡大し続ける公共の領域において、行政だけでなく市民の皆様とともに、まちづくりを推進していくことが重要であると考えております。そのため、市民協働に関する指針を現在策定中でございます。なお、詳細の市民協働の取り組み等につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

次に、アメリカン・サマーキャンプについてであります。平成26年度に多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用して実施したものであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、全国学力・学習状況調査の結果から分析した課題についてであります。学力の現状は、少しずつではありますが改善の兆しが見られております。学力調査の結果から、基礎的な力に比べて活用する力の定着が十分でないことも明らかになっております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、各中学校区の取り組み発表についてであります。平成26年度の教育の日やまにおいては、学力向上をテーマに各学校の取り組みについて報告をお願いしたところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、新たに発見できた課題についてであります。教育の日やまとは、市民の皆様へ児童・生徒の成長や学校の取り組みを御理解いただく場であります。教育委員会を初め各学校が、学校の教育活動について市民の皆様によりわかりやすい報告となるよう工夫していくことが重要であります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 初めに、教育の日やまとの企画として開催した学力向上 東大和市の取組についてあります。まず中学生アメリカン・サマーキャンプでは、本市の中学生が外国人リーダーと3日間ではあります。生活をともにすることにより、初めは戸惑いを見せていた生徒たちが、次第に英語でのコミュニケーションを図る姿が見られるようになりました。また、他市との生徒とも交流し、打ち解け合うなど、大変よい効果が得られたというふうに感じております。教育委員会といたしましては、アメリカン・サマーキャンプに参加した生徒が、異文化交流体験のよさについて発表する場を設定することで、今後より多くの生徒が興味関

心を持つよう工夫してまいります。

次に、全国学力・学習状況調査の結果から分析した課題及び解決策についてであります。今後、学校で取り組むべき課題は、より一層わかる授業を展開し、児童・生徒の学ぶ意欲を高めていくことにあります。また、家庭では基本的な生活習慣や学習習慣が身につくように、学校と協力していくことが重要であると考えます。教育委員会といたしましては、成果があらわれている学校の実践を市内に広めていくとともに、授業改善に向けた教員研修の充実を図ってまいります。また、家庭学習の定着を一層図るために、東大和市家庭学習の手引き等を活用した実践事例を紹介するなど、学校と家庭がより一層、連携、協力して課題に取り組んでいけるように支援をしてまいります。

次に、教育の日やまと、各中学校グループに対して教育委員会がどのような発表内容を要望したかについてであります。教育委員会からは各学校の学力向上にかかわる具体的な取り組み事例を発表するよう依頼いたしました。あわせて他の中学校グループの教員や、会場に足を運んでくださった保護者や市民の方々にも、学力向上に向けての課題解決の方策について御理解いただけるよういたしました。

次に、新たに発見できた課題についてであります。教育活動の報告につきましては、市民の皆様に取り組み内容の成果を一層わかりやすく伝えることが課題であると捉えております。また、データ等に基づき、変容を明確にするとともに、課題に対する改善策等を示すよう、今後も各学校に働きかけてまいります。また、市民の皆様からいただいたアンケート等の御意見を参考に、教育の日やまとの内容や実施方法を検討し、次年度の開催に反映させてまいります。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 私のほうからは、市民協働の項目につきまして説明いたします。

市民協働の指針の位置づけと、その効果についてであります。現在、策定作業中の市民協働の指針は、東大和市が目指す将来の都市像「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」を実現するため、職員の協働に対する考え方を共有し、推進する姿勢をまとめているものであります。今後、職員がそれぞれの仕事を行うに当たり、統一した認識を持ち、市民の皆様との協働を意識し、それと同時に、仕事を進めていく上で効果が生まれるものと考えております。

次に、市民と行政が協働する方法についてであります。市民の皆様に対する適切な情報提供、説明会、催事など、市民参加の機会の創出、事業等における連携、市民活動の支援などと捉えております。

次に、現在の市民協働の取り組みについてであります。平成26年5月に実施しました庁内調査の結果を見ますと、公園、場の提供といった支援や、共催や実行委員会による催事の開催について、多く取り組まれているところでございます。

次に、市民協働における課題と課題を解決する方法についてであります。各事業において、その事業内容に応じた協働の形態を取り入れておりますが、今後、指針を策定し、協働の理解を深めながら、より適切な形態による市民協働を進めてまいりたいと考えております。

次に、現在実現している協働についての課題であります。既に取り組んでいる事業において、より協働の形態を取り入れられるためには、職員の協働に対する理解が深まること、市民の皆様においてもより一層、協働意識の醸成が図られていくことなどが課題と考えております。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、1つ目の市民協働についてから再質問させていただきたいと思います。

市民協働の指針を現在策定しているということで、今の御答弁によりますと庁内に向けてのものということで、職員間の全ての職員の中で同じような共通認識を持ってもらうということが目的のようではございますけれども、今後、市民に発信するような指針というか、そういったものは作成する予定はあるのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 現在のところ市民に発信していくものは、今後の検討とさせていただきます。その検討する際には、市民協働に取り組んでいる事例や他の市民活動などを、市民が目触れたりすることができたり、また協働の意義などを理解していただけることを、広めていただければよろしいのかなというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○7番（和地仁美君） それでは、先ほどの御答弁の中で、市民協働についてはどういうことだと思えるのかという部分で、市民の活動を後ろから応援する後援であったり、場の提供であったり、情報の提供など、るる挙げていただきましたけれども、その中に市民からの意見を募るといふか、市民目線の事業に対する感覚や提案、アイデアというものを出示してもらうというものが入っていなかったと思いますが、その点についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 市民意見を募る方法ですけれども、先ほど来、挙げました市民協働の方法にありますように、事業の実行委員になっていただいたり、審議会の委員になってもらうなど、それ以外に市民の方により多く情報提供をさせていただいて、市民の方にいろいろまちづくりに対して御意見をいただくなど考えております。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 実行委員会や審議会、さまざまな場面でいろいろと御活躍いただいている市民の方の姿を見るんですけれども、それでは実行委員会であったり、市の行事であったり、審議会の開催日というものを見ますと、まあ平日の日中であったりということが多く思うんですけれども、そういった実行委員会や審議会の委員になっていただいている方の平均年齢、また活躍されている場面で、こういう言い方はどうなのかわかりませんが、非常に熱心にいろいろな活動に参加していただいているおなじみの顔をというふうな方がいらっしゃるの、審議会や実行委員会などを兼任しているような方というのは、どれぐらいいるのか教えてください。

○市民生活課長（田村美砂君） 最初の御質問の平均年齢でございますけれども、庁内に幾つか実行委員会などございますけれども、年齢について把握していないため、実行委員会の平均年齢についてはわかりませんでした。審議会のほうに關しましては、年齢のわかる審議会が7つございました。そのうち平均年齢が50歳代が2つ、60歳代が5つございました。

それから、2つ目の実行委員会、審議会などを兼任している方はいるのかという御質問なんですけれども、ほかの実行委員会や審議会などを兼任しているかどうかというのは、担当課のほうでは把握はしていませんでしたが、委員の方の何期やっているかといったような、同じ方がどれぐらいの年数と申しますか、期間をです、同じ委員をやっているかということは把握はできました。

実行委員会に關しましては、調べたところ29ほどございまして、延べ1,117の方が、市民の方が実行委員をやってらっしゃいました。そのうち、2期連続で同じ委員をやっている方が560人いらっしゃいまして、委員をやっている方のおよそ半分の方が、2期連続で委員を担っていただいているという

ことがわかりました。また、そのうち3期以上やっただいている方が372人ほどいらっしゃいまして、委員をしている方の3割ほどの方が、3期以上連続で同じ委員を担っただいているというところがございます。

同じように調べますと、審議会の委員の方が延べで559人いらっしゃいまして、同じように2期連続で同じ審議会委員を担っただいている方が214人いらっしゃいました。委員をやっている方のおよそ4割弱の方が、2期連続で同じ委員をやっていただいています。また、3期以上、担っただいている方が130人いらっしゃいましたので、委員をやっている方、全体の中のおよそ2割の方が、3期以上連続で同じ委員を担っただいているという数字がわかっております。

ただ、こちら、どちらも市民の方だけではなくて、いわゆる充て職の方も数の中に多少含まれておりますので、御了承ください。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) 2期、3期と市の取り組みに協力いただいている市民の方がいらっしゃるということだったので、まあ経験を積まれると安定感があるという部分もあると思うんですけども、これからの市民協働のあり方という点で考えますと、少し広がりを持たせるような手法というのもあってもいいのではないかなという印象を受けました。

平均年齢については、50代が実行委員会の中では2つ、60代が5つということでしたけれども、先ほどの兼任をしているのがわからないという点については、庁内で管理をされてると思いますので、今後は別にそれを把握される方法が必要なんではないかなというふうに思いますので、そのあたり情報共有の方法をとっていただければと思います。

それで、市民って言いますと、まあ生まれたばかりの赤ちゃんから高齢の方までという方、全部が市民ですので、私的にはですね、いろいろな実行委員や審議会のほうで、さまざまな年齢層とか背景を持った方がメンバーに入っただくと、より市民感覚のさまざまな意見であったり、事業内容であったりということに広がりを持たせることができると思っていますが、いかんせん先ほど言いましたように、平日の昼間というようなところで開催される会議とかが多いと思いますので、なかなかそういう部分が難しいと思う中でも、そういう広がりを持って募るといふか、御協力いただく方を募るといふような方法は検討しているのか教えてください。

○市民生活課長(田村美砂君) 実行委員会や審議会といったものの委員の公募におきましては、応募する際に、応募動機をテーマとしたような作文を書いていただくようなことはございますけれども、募集の段階において、年齢層がより多様になるような形で委員の方を募集するという方法は、今のところはとってございません。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) ことしのうまかんべえ〜では、高校生にスタッフとしてお手伝いをいただいたというような話を伺いましたが、ほかの自治体では女子高生のアイデアを取り入れるようなことが、ニュースなどで取り沙汰されてきましたが、なかなか新しい発想というのは、年齢が上がるごとに柔軟なという部分が出てこないという部分もあったりすると思いますので、例えば市内の高校であったり、中学生であったりというところから、市のイベント的なことですね、審議会とかはちょっとできるかなというようなこともありますけれども、いわゆるイベント的なものにそういった高校生や中学生のアイデアを取り込むというようなことであったり、あとは小学校のPTAの役員の方から意見を募るであったりというような、実際に実行委員会とし

ての時間が割けない方でも、いろいろな市のことに興味を持ってもらうきっかけにもなると思いますので、そういう手法をとっていただくようなことができないかなというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○市民部副参事（小川 泉君） 市民からのアイデアの募集についてなんですけれども、観光事業におきましては、直接、実行委員会等で高校生や中学生からのアイデアというものを活用する形で、実行委員のメンバーに入っていた経過は現在のところはございません。大学生におきましては、実行委員会に加わっていただいて、さまざまなアイデアを述べていただいた経過がございます。

また、事業の実施におきまして、うまかんべえ～祭においては中学生のボランティア活動を依頼をいたしまして行ったところ、中学生はなかなか難しいということでございましたので、高校生、市内の高校におきましては、2校ございます都立高校の学生の皆さんに、ボランティアに加わっていただいて、活躍をしていただいた経過がございます。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 実行委員会などに意見をいただくという機会、なかなかないんですけれども、やはり当部の事業の中で、子育ての支援計画の説明会とか、市長のタウンミーティングで子育てにつきまして開催したところ、子育て真っ最中の保護者の方から、いろんなアイデアとか御意見等もいただいております。また、その中で積極的に動きたいというような方もいらっしゃいますので、そういう方をほかの委員会、実行委員会でお声をかけて、入っていただいたようなケースもございますので、そういうようなところを使いまして、多くの市民の方の意見を取り入れることは、努めていきたいなというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○7番（和地仁美君） さまざまな意見を集めるような機会があったという御答弁だったと思うんですけれども、先ほど壇上でも述べさせていただいたんですが、市の行政評価などで、市民目線の御意見をいただいていることで、私個人としては非常に感覚が合う御意見が出るなというふうに感じてるんですけれども、広く意見を募る方法という点でいいますと、行政サービスのニーズが非常に広がってると思うんですね。極端な言い方をすると、観光は行政がやらなくてもいいんじゃないか、極端な言い方ですね。あとは、産業振興ということは、まあ応援する部分はあるけれども、主体はやはり事業者の方たちの意欲であったり、いわゆるビジネスの分野ですので、行政がやれることというのが限られてきているというふうに思うんですね。

一方で、今行政がやってるサービスの中で、例えばちょこバスというのは、サービスというよりも収益性を求めなきゃいけない事業の部類だというふうに思いますし、そういったものに対する意見であったりアイデアというのは、やはりそういった、いわゆる収益性を求めることを長年やってこられているような市民の方からの意見というほうが、私は現実的なアイデアが出てくるんじゃないのかなというふうに感じてるんですが、そういった意見を出していただける方というのは、実際、御自分の仕事をされていたりとか、なかなかそういう会合とか、市の主催するような説明会には出れないという部分がある中で、今、市が課題としていることに対して気軽に提案ができる、もしくは気づきを市に投げたり、もしくはその意見を拾って、市と一緒にその意見を持つて方たちとどうやって組んでいくのかというようなことを発見できるようなツールとか、機会というのがあったらいいんじゃないかなというふうに思うんですが、ちょっと本質的には違う部分かもしれませんが、例えばグーグルという大きな会社がありますけれども、そこで今、東北イノベーションという形で、東北の復興のためにさまざまな事業を、広がりを見せたり発展させたいという方が、そこにお悩みとか、

課題をのせている中に、全国のそういった、例えば食品流通であったりとか、企業のことを診断する中小企業診断士の方とか、そういった自分のスキルであったり経験というものを、その方たちに提供するために、インターネットで全国どこからでも、そういった提案ができるというような、プラットフォームというサイトがあるんですけども、そういうような、東大和でも行政の課題は、例えばちよこバスの乗車率を上げるにはどうというアイデアがいいですかというふうに課題をのせてみるとか、あとは商工会さんと一緒に組んで、商工会ではこういう御当地グルメをつくりたいんだけど、これどうやって拡散したらいいだろうということ、市内とか商工会の方だけで考えるんじゃなくて、それを実際に仕事としてらっしゃる方が多分市内にいっぱいいらっしゃると思いますので、そういった意見を取り上げる、吸い上げるようなことを今後検討できるかどうか、御意見を伺いたいんですけども。

○市民部副参事（小川 泉君） 市民のアイデアを得る手段についてであります、観光事業につきましては、先ほどもうまかんべえ〜祭に関しましてちょっと触れさせていただきましたけども、実行委員会等でさまざま意見を募らせていただいております。特にアイデアの企画ものなんかにつきましては、なかなか実行委員会の中だけでは難しいということもございます。今後、イノベーション東北のようなインターネットを活用する計画は、今現在のところございませんが、広くアイデアを募集できる方法というものは、検討してまいりたいなというふうに考えております。

また、過去ではございますが、24年、25年度につきましては、東京都の補助事業であります観光まちづくりアドバイザー派遣事業というものを活用いたしまして、会合を年10回ほど開催いたしました。この観光まちづくりをテーマとしたワークショップ等を開催したわけなんですけども、この会合において提案されたアイデアというものにつきましては、現在の観光事業にも活用させていただいております。また、メンバーにつきましては、大学生から一般の方、社会人の方、さまざまな方が参加して、この会合がなされたものであります。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 今のは私の一つの提案というか——ですので、すぐに取り組んでいただきたいというようなことではないんですが、先日のタウンミーティングのちよこバスのときも、目標の乗客数があるのかという、いわゆる事業目標みたいなものを非常に市民の方が興味を持って聞かれてて、私自身もそうなんですけれども、そういった収益性を追求すべき事業という部分については、やはりいま一つ、市民の感覚と市役所の皆さんの感覚がマッチしないというか、ちょっと平たい言い方するとなれてらっしゃらないというような感覚があるので、そういったものに対するきちんとした提案書を、インターネットを通じて出していただけるような機会というのは、絶対市のためにも役立つものだと私は確信しておりますので、そういった部分も今後は取り組んで……。先ほど言いましたように商工会さんと例えば組むとか、そういった形でやっていただけるといいんじゃないのかなというふうに思っております。

それで、あと意見を募るとか、そういった感覚で、もうちょっとプロフェッショナルなほうで市の事業を見てもらったりするという意味では、ほかの自治体さんでは、例えば信用金庫さんなんかが仲介になって、中小企業診断士の方とか税理士の方とかと市の職員で意見交換をするような場を持ったりして、実際にそういった中の得意分野のある方が、市の事業に契約をしてアドバイザーをしたりとか、いろんな活動してるという例があるというふうに伺ってるんですけども、他市の状況というのはつかんでらっしゃるのでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 他市の状況でございますが、近隣の市から伺ってるところでございますが、社団法人の経営者支援ネットワークというところに、中小企業診断士の方々が所属しております、事業分析と

か経営、それとか統計調査等について意見の交換の場を設けてるということで、お伺いしております。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) ちょっと私の質問と合致するのか、よくわからなかったんですけども、当市には日本に5つでしたっけ——しかない中小企業大学校もありますし、中小企業診断士の方は、御自身で独立されてやってらっしゃる方もいる一方で、企業の昇進の条件として中小企業診断士を取らなければならないという形で、その資格を持ってらっしゃる方もいると思うんですけども、中小企業診断士の方は5年に1回更新をする際に、ポイント、30ポイントでしたかね、何かやっぱりそういう中小企業診断士としてどういった事業にかかわって、どういうふうなアドバイザーをしたとか、そういったものを出さないと更新ができないという仕組みになってますので、会社の中でお勤めの中小企業診断士の方は、なかなかそういった案件に会えないということも、お悩みに持ってらっしゃるということをお聞きしたこともありますので、例えば市や、先ほど言った商工会などが抱えている問題であったりとか、欲しいと思ってるアイデアというものに、そういった方が提出していただく、その提出した方もポイントになっていいですし、市や商工会の方も新たな視点の意見をもらえて、それを採用するしないということはそのポイントには関係ないので、案件にかかわったということなので、無料でと言うとちょっと乱暴な言い方ですが、お互いウイン・ウインになるような仕組みだと思いますので、そういった方からの意見をやっぱり吸い上げるような機会の創造というのが、まあ市民協働の広がりにつながるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひとも先進市の事例なども調査いただいて、積極的に外に出ていただくような形をとっていただければなというふうに思います。

話はちょっと先ほど、ちょっと前の御答弁に戻んですけども、審議会であったりする場合は、募集の要件として作文を出していただくというお話があったと思うんですが、実行委員会の方、実行委員会というものに関しての応募に対しても、そういった作文みたいなものは必要なんですか。

○市民生活課長(田村美砂君) 実行委員会におきまして、作文ということで設けているものも幾つかありますけれども、特に作文とかを募集のときに、応募のときに提出というのが、特に決まりがないものもございます。以上でございます。

○7番(和地仁美君) では、例えば募集人数何名ってあって、応募がそれ以上に来てしまったときのその審査というか、何かそういった審議会の委員であったり実行委員会を担っていただく方の審査みたいなものというのは設けてるのでしょうか。

○市民生活課長(田村美砂君) 応募の方が決まった人数以上だった場合に、断ることをしているのかということなんですけども、全体的な調査の中ではちょっとそこまでは聞けなかったのかわからないところなんですけども、例えば市民生活課で実行委員会を募集することがございますが、一応、皆様に募集するチラシの中には、もし定員以上の場合には、審査をさせていただきますということで断りは書かしていただいております。以上です。

○7番(和地仁美君) そうすると、応募された方、今のちょっと御答弁、理解できなかったんですけども、例えば10名という定員の中に20名の方が応募された場合は、先着順というやり方なのか、それともより適した方にやっていただくというような選考的なことをされるのか、それについてをお聞きしたんですけども、もう一度、御答弁をお願いします。

○市民生活課長(田村美砂君) 済みません。後者のほうでして、選考する形、20名もし応募がありましたら、10名にさしていただくというような形をとらせていただきます。

以上です。

○7番（和地仁美君） 実行委員会の方が、いろんなことを企画運営、特にイベントであったり、いわゆる全ての市民の方が楽しめるようなことということ的前提としたような行事的な事業ってありますよね。そういったものに対して、実行委員会さんでいろいろなアイデアを出して企画運営していただけると言うんですけれども、その際のいわゆるガイドライン的なものというのは、今現在あるんでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） それぞれの実行委員会におきましても、それから例えば市整体的におきましても、そのガイドライン、協働の——例えば一緒に進めるに当たっての役割分担ですとか、ルールのようなものとは思いますが、そのようなものを文書化みたいな形でしているものは、今のところはないと思っております。

以上です。

○7番（和地仁美君） いろいろなイベントについては、実行委員会形式をとってる場合は、主催が実行委員会と市という形で連名になってるものとかをよく見かけるんですけれども、先ほどの指針もそうなんですが、今現在ある事業を職員の方が、協働にしたほうがいいんじゃないかという目線で見直すということは、本来、今までもあった既存のものを市民の方にお任せするということになると思うんですね。そうした場合に、市が企画、こういうことを、例えばうまかんべえ～祭も、市民からグルメ祭りをやろうという機運が上がってきてやったというよりも、東大和市の御当地グルメをつくったほうがいいなという市内からのアイデアに対して、市民の方がやっていただいたという市民からの発信ではなかったと思うんですね。いろいろなイベントをやるときに、いわゆる補助金というか、その実行費という、その税金という形を使ったことを考えますと、市民の方にいろいろお願いするときに、やっぱりガイドラインというものが、全市民に対しての危機管理というか、リスクヘッジになると思うんですね。市役所の職員の方、皆さん、採用のときに宣誓されてますよね。なので、それを前提に皆さん、市民のために、平たく言うと市民とまちのために頑張るぞという大前提の方たちが取り組むという部分と、市民の方というのは性善説とか性悪説とかではなくて、いろいろな考え方もありますし、それが個人の考え方であればいいんですけれども、全市民が楽しむような事業ということを考えたときに、実行委員会の方が、ある一定の極端な考え方であったり、御意見を持つてるという方が、万が一、多数決でいろいろ決めていく中で多勢になった場合、全市民の方が楽しむようなイベント内容にならないリスクもあると思うんですね。そこら辺に関してのリスクヘッジというのは、市としてはどのように考えてるんでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） いろいろな実行委員会のほうにも、我々職員のほうは事務局として入ってると思いますので、その中で、やはり市と一緒にやっていく中で、ちょっと方向性が違うよというところは、まあ軌道修正とかさしていただいていると思いますし、また今後もそれは必要だというふうに思っております。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 基本に戻るんですけれども、実行委員会ではいろんな市民の方に汗をかいていただいて、実現している行事などが多いと思うんですけれども、万が一の何かしら事故であったり、事故まではいかないんですけれども、何かトラブルが起きたときというのは、それは実行委員会さんの責任というか、実行委員会さんが決めたことだからとかっていうふうに市のほうでは考えてるのか、それとも市のほうにそういった責任があるというふうに考えてらっしゃるのか、そこら辺を教えてください。

○市民部副参事（小川 泉君） 一つの例ですが、ただいまの御質問にありましたリスクヘッジの部分についてですけれども、うまかんべえ～祭におきましては、市とうまかんべえ～祭の実行委員会が共催する形で実行して

おります。相互に責任を取り合うという形で考えてございますが、特に会場内で起きたトラブル等におきまして、例えば賠償に当たるような責任につきましては、市側におきましてきちんと保険で対応するようなことを、しっかりと担保して実行に移しております。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) そういったことであれば、まあ大丈夫かなということはあれなんですけれども、ちょっと市の幹部の方が、いろんなことに対しては、やっぱり実行委員会さんのいろいろなことを尊重してやりたいので、なかなか市としては実行委員会さんを尊重するというような御意見も耳にしたことがありますので、いろいろな、例えば今まではそういった市の行事にかかわれない、かかわってこなかった方が、より安心して本来的な自分の市のために何かやりたいというようなことをストレスなく、もしくは不要なプレッシャーであったりとか不安を持たずに、真っすぐな、伸び伸びと参加していただくということに対しては、やはり一定のガイドラインであったり、そういったものがないと安心して参加できない。まあ実行委員会さんをお願いしたんだからみたいな感じになってしまうと、安心して参加できないというようなこともあると思いますので、ぜひともそういったガイドラインのようなもの、その基本的なことでもいいと思うんですね。そんな難しいことでもいいんですけれども、そこで初めて顔を合わせた市民の方たちが、同じ目標に向かってストレスなく、不安なくやっていけるような、そういったものを一つつくっていただくと、初めて参加される方も安心して参加できるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひともそれは早急に整えていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

市民の皆様が発信するようなもの、今検討していらっしゃるということですが、実際に今、市民協働のものも動いていますので、走りながら改善していくというような形で、1回たたき台のようなものをつくって、また修正してということで、最終版になるときはよりよいものになるような、ゼロ、百じゃなくて、徐々にですね、走りながらというようなこともやっていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

協働について、最後、1点、お聞きしたいのは、先日の先ほど壇上でも言いましたタウンミーティングで、市長の御発言の中で、さまざまな協働の芽が市内にいっぱい芽吹いてきてて、皆さんの意識も変わってきているというような御発言があったんですけども、それを掛け算や足し算をして、もうちょっと広がりとかボリュームによってできるものというふうに発展させる部分においては、皆さん同士でやってくださいというよりも、そこそが市が後押し、後援をして広がりを持たせるべきだというふうに思うんですけれども、今補助金、市民協働というか、市民の活動の中に補助金というものを出していると思うんですけれども、今、市が必要としている市民協働でやりたいという事業の優先順位は、その補助金を最初決めたときとは、いわゆる時代であったり、市のこのフェーズというか、今の段階に必要なものというのは、優先順位は変わっていると思うんですが、そのような御認識がありますか。

○企画財政部長(並木俊則君) 補助金ということの中で、全体的な部分でございますので、私のほうから御答弁申し上げますが、補助金だけに限らず負担金等、いろいろな形態のものがございます。特に今、和地議員のほうでおっしゃっておりますそれぞれの目的を持った団体への補助金、あるいは事業等、イベント等、催し物等の補助金のところでございます。そういった部分につきましては、今まで全体的な補助金、負担金等の見直しというものを、行政改革大綱の中にもうたってございますので、そういったところの中でそれぞれの担当部署のところで、当然のごとく事業を精査した中で、補助金の支出の見直し等も、当然毎回行っていくということがルールとして今確立してございます。今おっしゃられた今後につきましても、そういったルールに基づ

きまして精査をし、事業の推進に努めていくというような形になると思います。いろいろな社会情勢が変化しまして、それぞれいろんな方法論、今後も出てくるとは思います、それにのっとった中でいろいろな対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) 先ほどから言ってるタウンミーティングでの市長の御発言でも、いろいろな団体の方が、例えば出会ったりとか、一緒にやったら、またそれで化学反応じゃないですけども、いいこともあるでしょうしというような御発言もあったと記憶してるんですが、例えばひもつきの補助金とか、都からおりてくるとかいろいろあると思うんですが、そういった市民の方の活動で、いわゆる市民協働ということに属するようなものに対して、例えばほかの議員の方も以前、質問に取り上げてるとは思いますが、いわゆるプレゼンテーション方式で補助金を決めていったりすると、いろいろな団体の方が、あそこの団体はこういう活動してるんだ、じゃ来年、組んでみようかな、2つ組んだほうが大きくなるから補助金も多くなるかなとか、そういうようなことでもいいと思いますし、市民の方で、市民協働がどういったことをやっているのかという方に知っていただくということも、知っていただくということでもいい機会になると思うんですが、今後、補助金的な、市民協働のような活動をされている団体の方のプレゼンテーション方式っていうものでやっていくような、検討をされたことがあるのかという聞き方がいいんでしょうかね、検討をされたことはあるんでしょうか。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 和地議員がおっしゃったように、団体などが一堂に会してイベントを行ってるところとか、まああるというのは承知してるところでございます。それから、多摩26市のうちでも、協働事業の提案制度も8市で採用してるというようなところも承知してるところでございます。

ただ、まだ当市、後発でございまして、まずは今、指針を策定してるというところでございます、これを庁内、職員のほうで認識を浸透させるというのが、まず第一だと思っております。皆様、職員の認識が醸成されたところを見きわめまして、新たな事業の展開とか既存事業の見直しの中で、協働が行えるのかという際に、今おっしゃった補助金のプレゼンテーションでしようかね、そういうのも一つの手法として、検討しなければいけないというふうには考えてるところでございます。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) 今、職員向けの指針をつくってらっしゃるということですが、市民協働というところに入ってくるメンバーは、庁内の方だけじゃなくて市民の方ですので、その庁内だけでいろいろ指針を決めてしまっても、やっぱりちぐはぐなものになる可能性も非常に大きいと思いますので、ぜひとも先ほど言ったように、一緒に走りながらつくることがあってもいいと思うんですね。なので、いろいろと、要するに市民に投げかけていかないと、やっぱりいい回答というものもないですし、先ほど言ったプレゼンテーション方式も1回やってみて、また改善して、最終的にやらないことになってもいいと思うんですね。なので、やはり市民協働というところは、主役が市民の方というところがあると思いますので、その点をやっぱり考えながら、いろいろな指針であったり方策というものを検討していただきたいというふうに思います。

1点目は以上です。

2つ目の東大和市の教育の日やまと、東大和市の学力向上に対する取り組みについて再質問させていただきたいと思いますが、最初に子供たちとか、一中の生徒さんですかね——が発表されたアメリカンサマー・スクールについてお聞きしたいんですけども、具体的には現地ではどのようなことが行われていたのか、簡単に結構ですので教えてください。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** アメリカン・サマーキャンプにおきましては、まず英語、英会話を含めた英語での研修、そしてダンスパーティーやキャンプファイヤー、あと簡単なゲームやフェイスペイントなどを体験する、そういうアメリカンフェスティバルというようなことを通しての参加者との交流、また異文化体験などが行われました。

以上でございます。

○**7番（和地仁美君）** 先ほどの教育長の答弁で、3日間、アメリカの方ですかね——のリーダーたちと一緒に生活をともにしたり、他市の児童・生徒との交流があつて、非常に効果があつたということなんですけど、その効果の具体的なことについての御発言がなかったので、もちろん英語、自分から英語で意見を述べるとか、英会話をやるということは私も想像することは簡単なんですけど、今のような、例えば異文化を知るような経験っていうものをされたことによって、いわゆる教育的な効果というか、具体的にはどのような効果があつたというふうに、英語はまあわかりますので、それ以外の部分でどんな効果があつたというふうに分析されてるか教えてください。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** まず参加した生徒が、アメリカ人の——外国人のカウンセラーも含めてなんですけれども、積極的にコミュニケーションをとろうと、それができるようになってきたということが大きな成果かというふうに感じております。また自分の国とは違う文化に触れる機会がとても多くあつたということもありますので、多様な考え方があるということを学ぶことができた、これが大変大きかったかなというふうに感じております。

以上でございます。

○**7番（和地仁美君）** 当日のハミングホールでの発表のときの、いわゆる司会をされていた指導主事の先生のテンションが余りにも高くて、これは日本的ではないなというテンションの高さだったんですけれども、そういったことというの、まあ取り入れたというか、あの発表の場でもやられたというのは、積極性という意味でも、今御発言になつたと思いますが、逆にあの発表のときには、その指導主事の先生の非常に高いテンションということで、盛り上げるというようなイメージでやられてたと思うんですけども、あの発表だけではなくて日常的な教育現場において、体験した子供たちは全員ではないわけですし、それを今回効果をはかった教育委員会であったり、実際その場に見に行つた先生がいらっしゃると思うんですけども、実際の日常の教育活動において、そこで先生たちも気づきがあつたと思うので、それはどのようなことに生かしていけるというふうに分析されてますか。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** テンションが高く、あのときは紹介させていただいたということがあるんですけども、そのように、いわゆる子供の気持ちを高めていく、また子供たちを褒めていくこと、そして子供が発表するときに安心をさせたり、相手の考えを認めてあげるというような勇気づけですとか、そういうことを含めて表現力を高めていくというようなことが、体験としては大きかったのではないかと、そのように考えております。

以上でございます。

○**7番（和地仁美君）** やはり東大和市に限らず、世界、いわゆるグローバル化と言われる世界的なところから見ると、やっぱり謙虚であつたり奥ゆかしさという部分というのは、非常に日本人のよいところでもあると思うんですけども、やはり子供たちが世の中に飛び出ていくときには、もっともっとそういったほかの国の人であつたり、ほかの考え方を持つての方との接する機会というのがふえると思いますので、それを認

め合うというようなこととか、先ほどおっしゃったような励まし合うとか盛り上げるとか、積極性の重要性という意味を、そのアメリカン・サマーキャンプに参加できなかった子供たちにも、せっかくであればそういったものを広めていくほうが良いと私は思ってるんですが、来年も開催され、参加すると思いますが、いつも人数が限られてしまいますので、その広がりを持たせられるのは教育委員会であったり、学校の先生という部分だと思うんですが、そういったものについて検討したり、話し合ったというようなことはあるのでしょうか。

○教育長（真如昌美君） ことし東京オリンピックの2度目の開催が決まりまして、私たちとしては、いよいよ国際理解教育といいますかね、あるいは異文化交流の機会をもっともっと大和で、子供たちに体験させなければならぬというふうに感じております。そんな中で、二小はおかげさまでドイツとの交流がずっと続きますし、またことしは五小もASEANとの交流を始めましたし、またいじめシボのときにも外国の方をお招きして、外国の方から見たいじめについて考える機会を持ちましたし、さまざま取り組みをしているところであります。今後もそういった取り組みの中から、課題や成果がだんだんだんだん見えてきますので、一層、子供たちに国際理解教育、異文化理解について教育を進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

アメリカン・サマーキャンプにつきましては、非常に外国のアメリカの方から指摘を受けたのは、もっともっと自分を体でもって表現しなさいと。自己紹介をする場面を想定して、いろんな指導を受けてるところがあったんですけども、一番言われたのがやっぱり表現力が足りないよということを英語でしゃべってました、どうやら。繰り返し繰り返し言われまして、それを何回かやるうちに随分子供たちも変わってきたなという、そういう成果が見られました。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 参加した生徒のみならず、やはりいろいろな効果とか気づきというものが、このアメリカン・サマーキャンプでは得られたのではないかなというふうに感想を持ちました。先ほど言ったように、来年も開催する際も、人数が限られてますので、例えば先ほど言ったアメリカンフェスティバルでしたっけ、何かそういったものであるとかというものを、市内にいる海外から来た方たちとかに、教育委員会と一緒に企画になって、1日限りのではないですけども、そんな英語オンリーとか、異文化を知るとか、そういったものを、いわゆるイベント的にやっていただくのも今後はいいんじゃないかなというふうに思いますので、これは私の提案というか、希望として、御検討の一つの参考にしていただければなというふうに思います。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（和地仁美君） では、同じ学力向上 東大和市の取組の発表会の第2部といいますか、学力向上の取り組みの発表の内容について、ちょっと確認させていただきたいんですが、先日、ほかの議員の方からも、その日のことを取り上げて、多くの地域の方や保護者の方などが参加して見ている中で、3分の2っておっしゃってましたっけね、5分の3でしたかね、多くの教員の方が本当に熟睡してらっしゃったという残念な、私もその会場にいましたけれども、いろいろな取り組みという以前に、その地域、保護者の方と学校の先生との信頼関係を、もう一掃というか、もう打ち消してしまうような光景で、非常に残念に感じたんですが、あの日は市

内の全ての先生が参加されてたんでしょうか。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 市内の全教員が参加をしておりました。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 過ぎてしまったことですので、そこはどうかのこのというよりも、もうちょっと前向きに改善の方向を考えたほうがいいなというふうに私は思ったんですが、教育委員会としては、あの日、多くの先生が、最初に挨拶の中で、隣の学区がどういう取り組みをしているかは意外と知らないものだと、隣の取り組みで取り入れられるようないい内容があったら、積極的に取り込めるように先生方はいろいろな発表を聞いてほしいという挨拶があったにもかかわらず、多くの先生たちが眠りに落ちてしまったということについては、まあ率直なところ、先生方が疲れてるという話はよく耳にするので、あれは疲れなのか、それとも保護者の方や地域の方が、本当は一緒に取り組まなきゃいけない方たちが残念に思うような、ああいった状態になってしまうのは、プロ意識というか、そういったプライドというか、そういうものの欠如なのか、どちらだというふうに教育委員会としては分析されていますか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 教育の日やまと、私も参加してまいりました。冒頭、教育委員会としてのこの趣旨につきましても、たしか「隣の学校はこれをする人ぞ」とかね、そういう表現で、同じ市の区域内でも他校でどういう取り組みをして学力向上等に取り組んでいるのか意外と知らない面があるということ、そういう気づきをいろいろと得ていける場だということで始まりました。そういう中で、時間が過ぎるにつれということで、今お話のあったような状況がございました。

疲れかプロ意識の欠如かという部分、分析したようなものはございませんけれども、私たち教育委員会といたしましては、教育公務員が公務として参加している事業でございますので、やはりそこは自覚をして、参加するというのは当然のことでございますし、また今後にどのように生かしていくかということの点では、やはり企画をする際、教育委員会がそのような教育の日やまとの企画を考える際に、例えばテーマ、あるいはプログラムなどにつきましても、しっかりニーズを把握して、そこにきちんと応えていくということが、次につなげていく課題であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 分析はしていないということでしたけれども、先日、配られたました東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価の中で、教員研修の充実というところがあって、その中では、階層に応じて人事考課と連動した研修という言葉が入ってるんですけども、ここは能力開発型の研修ということですけども、先ほど言った公務として、午後の授業を切り上げたりして、公務として先生方が参加しているという状況を考えたときに、今検証してないっておっしゃってましたけれども、参加した市民の方とかからはアンケートを回収したと思いますが、ではあれは一つの研修というふうに、研修と言わなくても公務というふうに捉えたときに、全教員の方が参加していた。その全教員の方からは、アンケートをとったんですか。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 参加した教員からは、アンケートをとってございます。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） それは、アンケートをとっているのであれば、それは分析はまだされてない、まだされてないということなのか、しないで終わらせるということなのか、そこについて教えてください。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 今ちょうどそのアンケートの内容をまとめているところでございます。

内容項目ごとに、どのような意見が書かれているかということ、今まさにまとめをしている最中でございます。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） ぜひとも、眠りに落ちていた先生たちは、アンケートに何て書かれたのかが非常に興味のあるところですけども、研修というか、あぁいった場を持たれてるわけですし、公務として行っているわけですので、ぜひとも分析をしていただいて、次回にも生かしていただければなというふうに思っております。

それで、先ほどの教育長の御答弁にも、市民の皆様に、学校がどういうことを取り組んでいるのか理解いただくような発表をしたいというふうに思っていたんですけども、もう少しわかりやすい内容にしたほうがいいというような、発表内容の改善が必要のような御答弁あったんですが、最初に質問したように、各学校の具体的な取り組みを発表することを、教育委員会から学校に要望したということに対して、授業をプレゼンテーションという言葉と同義だというふうに考えたときに、あの内容は教育委員会が、この会の趣旨にあってオーダーをしたプレゼンテーションの内容ではなかったなというふうに、私は参加した者としては感じてたんですが。

というのは、中学校区ごとに発表してたんですけども、その幾つかの学校が、こういうことに取り組んでいます。なるほどねというふうに見るわけですね。こういうふうに取り組んだ結果、残念ながらことしの学力調査については、何ポイント下がりましたというのを普通に発表されてるんですよ、プレゼンテーションの中でですね。普通のプレゼンテーションを考えた場合、ここの会の題目は学力向上 東大和市の取組ですので、こういうことに取り組みました。しかし、残念ながら結果は下がりましたって言った後に期待していたのは、なのでこういうところを改善して、次はこんなことに取り組みたいと思いますというのが発表されないまま、落ちました、下がりました、以上という校区が幾つかあったんですけども、その点について教育委員会ではどういうふうに感じてるとするか、私そういうプレゼンを見たことが今までないので、なのでそこら辺はどういう——オーダーミスだったのか、そういうようなやっただけだめだったということを発表したい場だったのか、そこが非常に疑問に思ったので、その点についてどういうふうにお考えなのか教えてください。

○教育長（真如昌美君） 御指摘のとおり、次にどうい策をとるのかというあたりについての説明は足りなかったなというふうに思っております。学校のほうでは、どういふうに次やるかということについては、当然考えてはいるはずなんです。ただ、こちらのほうの指示の出し方が、PDCAに沿って話をしてくださいよとか、もう少し具体的に話をし、お願いをする中で発表してもらえれば、多分期待にお応えできるような回答が出てきたというふうに思っておりますので、来年度はそういったことがないように、もう少し具体的に、こういう形で説明をしてくださいということを、繰り返しお願いしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○7番（和地仁美君） ぜひ、そうしていただきたいと思います。

あの会に足を運んだ方というのは、少なくとも非常にそういうことに興味関心のある方が、だめでしたで帰されると不安になって帰ってくるだけというような内容だと思いますので、ぜひとも次のね、次にはこういうことに取り組んでいくということをやはり、そうしたらじゃ、家庭として、地域として、どんなことに協力できるのかなというところにもいきますので、ぜひそうしていただきたいと思います。

同じように、あの会の中で全国学力・学習状況調査の結果が発表されましたけれども、私がこれを見るに、いわゆる朝御飯を食べるだとか、早寝早起きだとか、そういった部分は東大和の結果は、それほど悪くないし、ものによっては全国平均、東京平均よりも高いものもあると。1点、言うんであれば、テレビを見る時間がち

よっと長いかなというぐらいだと思うんですけども、そういった生活、いわゆる御家庭での生活に影響の多い部分については、バツというより三角か丸に近いような結果だったかなというふうに非常に思うんですが、ただこれについても小学生が回答している、要するに授業が始まる時に、その授業の目当てや狙いというものが不明瞭、それから中学生が回答している話し合い活動というものが少ないというような点については、東大和は非常に悪い成績だったんですね。これは子供の努力というよりは、先生の授業の授業内容のスキルの問題だと思うんですけども、先日はほかの議員の質問に対して、道徳の板書などの、板書の例の何かこうビデオか何かをつくられるというような答弁があったと思うんですけども、この授業の改善というものは、子供のその学年は、一生にその1年しかないわけなので、すぐに改善に取り組んでいただきたいと思うんですが、具体的にはどのような取り組みを、何か始められてるものがあれば教えていただきたいんですが。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 授業改善につきましては、教育委員会訪問等を含めまして、指導主事を含めて学校訪問をさせていただく機会が大変たくさんございますので、そのときには必ず、この全国学力・学習状況調査のデータをお示しして、具体的にどういうところを改善していくとよいのか、そのようなことをこちらのほうから説明をし、授業改善の必要性については、お話をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○**7番（和地仁美君）** 先生というのは、都で採用になってますし、ほかの自治体との中でぐるぐる異動することがあるんですけども、東大和市だけにいる先生たちが、そういう結果だったというのであれば、市内で何か底上げしなきゃいけないというような部分もあるんだと思うんですけども、いわゆるモチベーション的なところ、先ほど眠ってしまったのは疲れなのか、プロ意識なのかという話をしましたけれども、以前、私が一般質問でね、教育費が東大和市は非常に少ないという部分で、現場の先生方も苦労されてる部分もあると思うんですよ。そういう中で、もともとは教育に情熱を持ってる方が教員になられてるというふうに私は信じておりますので、そこの部分のこのモチベーションですね、全員の先生がそうとは言いませんけれども、やっぱり先生も人間ですので、いわゆる内発的な、自分の中での満足感であったりというものだけでなく、外発的な、評価をされるとか、認められるとか、一番いいのは先生の授業の内容によって人事考課が変わって、給料が変わるということが、直接的な部分もあるかもしれませんが、そういった仕組みになってない部分が多いので、そういった東大和市に配属された先生たちのモチベーションというものを高めていくことというものも、その授業内容という部分と、子供のやる気という部分に影響があると思うんですが、教育委員会としてはそういう部分はどのように分析というか、東大和がずっとこういう状態であるというのは、ちょっと何かほかに原因があるんじゃないかというふうに感じるところもあるので、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 先生方のモチベーションを高めていく、これは大変重要なことだと考えております。児童・生徒の学校の実態を具体的にデータで、アンケート調査などを行ったデータ等で示して、課題を明確にして、その課題を解決するための取り組み、そしてどのように変容したのかということ先生方に実感させるということを行った結果、教員のやる気を引き出しているというような学校が市内にはございます。ですので、例えばそのような取り組みをほかの学校にも紹介をし、児童・生徒のよい変化を実感できれば、教員もやる気ももっともっと湧いてきて、よりよい授業に向けて取り組んでいきたいというようなことにもなりますし、また新たな課題が出てきたとしても、それを学校全体で改善のために取り組んでいけば、またさらに子供たちの結果に結びつくというようなところで、意欲を持つことができるのではないか、そのように考えております。

以上でございます。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 東大和市の教員の方も、いろんな東京都内を異動されてこられる方、たくさん多うございます。そういうお話を聞いてる中では、それぞれの市区の状況に応じまして予算の規模なども違います。ただ、そういう財政的な予算の関係でどうのこうのという話ではなくて、それをまざる、それにもまざるようなものが東大和市にはあるというような、そういう積極的な、前向きな方が多いというふうに感じてます。例えば、市の規模からしても教育委員会が、非常に指導主事も多く、毎日のように学校を回っておりますし、また教育委員会と市長部局も密接に連携とってるといいうのも伝わる。また、地域で見ても、保護者や地域の方が非常に学校経営の方針に賛同していただいて、御協力いただく。あるいは子供たちも、すごく伸びやかだというようなところですね、よい面を非常に見て、それで東大和での数年間、しっかり仕事をしていくという、そういう意欲あふれる方が多いというふうに考えてます。

これからも、そういうモチベーションをいかに刺激するかということだと思いますので、やはり子供たちに限らず、子供たちが変容した、こういうふうによくなったというところが実感できることが、教師の喜びの一つでもあるというふうに聞いておりますので、先ほどもありましたがデータなどを通して、こういう変容の事実があった、そういうことを学校内だけではなく、地域、保護者の方にもお伝えし、またそれがよい循環としてモチベーションにつなげていく、そういうことも非常に大切なことだと思います。それぞれよく教育委員長もお話もされるんですが、私たちも同感ですけども、教師、それぞれなったときの初心というものがあって、それは心の中で火がともっている。それをいかに絶やさず、大きく燃やし続けるかということは、やはり教師も人ですので、よいときには褒められるとか、そういうやはりモチベーションなども非常に大切だと、刺激するのが大切だって話も聞いてます。今後もそういうところを私たちも留意しながら、学校と連携し、学力向上などにつなげて、教員のモチベーションを向上させ続けるように努めたいと考えています。

以上でございます。

○**7番（和地仁美君）** 今の御答弁にもあったように、当日の結果のやまとつくん塾の生徒のアンケート結果というもので、特にクローズアップしていただいた結果の中に、もっとわかるようになりたいって回答した子が100%であったりとか、あとは自分が持っている能力を十分に発揮したいというふうに回答してる子が80%だとか、そういった、いわゆる子供のやる気という部分については、やはり東大和は高いし、とてもそこを伸ばしてあげたいなというような結果も示されてたんですが、そのときに同じアンケート結果の中で取り上げていただかなかった部分のやまとつくん塾での学習は楽しいって感じているという子は、もっとわかるようになりたい子は100%なのに、塾が楽しい子は55%であったりとか、先生は学習のことについて褒めてくれるって言うてる子が6割であったりとか、このやまとつくん塾の内容というよりも、この子供たちのやる気が非常に目に見える形で示されている部分を、逆に言うとこのやまとつくん塾の内容を、ちょっと改善をしてみたほうが良いというようなポイント、あとは先ほどの一番最初のアメリカン・サマーキャンプであった子供を盛り上げるだとか、褒めてあげるとか、そういった部分についての結果が、ちょっと低いかないというふうに感じたので、そこら辺についても、いい点を伸ばすということで改善いただけたらなというふうに思っております。

それで、今回いろいろな、今回の発表会というか、その中で課題が見えたということで、今までの御答弁で触れていただけなかったのが、私が持った感想を最後お伝えしたいんですけども、いわゆる先生たちも頑張ってるし、モチベーションも高いし、子供たちもやる気があるという中で、教育長のおっしゃっている地域と家庭と学校が、子供たちと一緒に育てていくというときに、やはり先生方のプロ意識というものは、もうちょ

っと高めていただきたい。人間は、個人の時間と、その職を背負っている時間というのがあるときに、地域の方は先生たちに対する期待であったり、イメージというのがある中で、やはりあの居眠りは、一気に今までの日常のいいことが、全て帳消しになっちゃうような現象でしたし、全員の先生とは言いませんが、まちの中であっても挨拶をしてくれない先生がいて、残念だという声を私は何回も聞いてるんですね。なので、その授業内容の改善もそうですけれども、そこら辺の先生としてのプロ意識とプライドというものも、やはり根っこの部分では重要なんじゃないかなと思いますので、その点の改善についても、教育委員会は非常に新しいことをやって、積極的に動いていることがありますので、もうちょっと現場の先生にそこら辺も伝わって、同じ温度でやっていけるようお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 村 庄一郎 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、9番、中村庄一郎議員を指名いたします。

〔9 番 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） 9番、自由民主党・無所属、中村庄一郎です。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

増税先送りで財源不足が懸念される社会保障制度改革についてであります。

増税先送りで財源不足が懸念される社会保障制度改革に関し、社会保障の充実メニューが全てできることが難しくなってきております。

アといたしまして、子ども・子育て支援新制度について、東大和市の対応と考えを伺います。

イとしまして、その他の社会保障制度に関する影響をお伺いいたします。

以上、再質問におきましては自席にて行わせていただきますので、よろしく願いをいたします。

〔9 番 中村庄一郎君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、財源不足が懸念されます社会保障制度改革に関しまして、子ども・子育て支援新制度の考えについてであります。本制度は、子ども・子育て関連3法に基づきまして、平成27年4月から全国的に開始されるものであります。消費税率の引き上げの先送りが決まりましたが、制度の実施時期に変更はないと聞いているところであります。今後、国の動向を十分に注視していくことが必要と考えております。

次に、その他の社会保障制度に関する影響についてであります。消費税の引き上げに関しましては、社会保障等の充実や安定化を図ることが目的となっておりますので、消費税率の引き上げの先送りに伴いまして、今後の医療、介護、年金、子育て支援等に係る財源が不透明になるなど、社会保障の制度全体に影響が及ぶことが懸念されるところであります。市におきましても、子ども・子育て新制度の対応や、医療、介護における国の制度改革に伴います取り組み等、消費税等を財源とする施策を計画しているところであります。消費税率の引き上げの先送りに伴いまして、代替財源が必要になってまいりますので、その実施に当たりましては、今後、国の動向を十分に注視していくことが必要と考えております。

以上です。

〔市 長 尾崎保夫君 降壇〕

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

市長答弁にありましたように、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が可決、成立し、子ども・子育て支援新制度が来年4月から始まる予定となっているのは承知しているところでございます。年金、医療、介護と並び、子育て支援が我が国の社会保障制度の中に、財源措置とともに明確に位置づけられた意義は大きいというふうに考えておるところでございます。

また、国は新制度の利用対象を、保育に欠ける子供から保育を必要とする子供として、親の働き方にかかわらず、全ての子供に良好な養育環境を保障するという考え方を示しておりまして、保護者の選択の幅を広げ、在宅で子育てしている家庭に対して支援を充実する制度になっております。そして、その財源は、消費税の増税分から捻出すると聞いております。このたび、消費税の増税が1年半、先送りにされまして、来年10月から10%になるところが、平成29年4月からとなりました。社会保障政策の新たな目玉として実施される子ども・子育て支援制度ですけれども、その財源であります消費税が先送りされるというふうなことで、どのような影響があるか、そもそも来年4月から実施できるのかをお伺いいたします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今のところ政府は、子ども・子育て支援新制度につきましては、予定どおり実施すると明言されておりますことから、市といたしましては、当初の予定どおり粛々と準備を進めてまいっているところでございます。

なお、増税先送りの影響がどのような形であられるかは、今後の国の予算編成の中で審議されるということでございますので、現時点では不透明でございます。しかし、財源につきましては、国の責任において確保されるべきことであることから、市に肩がわりさせることがないように、その動向に注視しつつ、適切な措置がされますよう対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） それでは、新制度の一般的な仕組みについて、改めて確認をしておきたいのですが、新制度になりますと、これまでの保育園はどのように変わるのかお教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 基本的に、現在の認可保育園ですが、新制度になりましたら、これまでの位置づけが大きく変わるといったことはございません。受け付けも市で行いますし、保育料も今までどおり応能負担となっております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、市内の認可保育園は、新制度になっても変わらないということはわかりましたけれども、市民の利用はどのように変わっていくのかお教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 保育園の利用を希望される場合は、まず市へ保育の必要性の認定というのを、これを申請していただきます。そして、次に市が保育の必要性を、確かに必要だなということで認めた場合には、2号認定、3号認定というような認定証を交付させていただきます。2号認定と申しますのは、3歳以上で保育を必要とするお子さんが該当します。3号認定は、ゼロ歳から2歳で保育を必要とするお子さんが該当いたします。この認定証というのが、新しく加わった事務でございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、その認定を受けると何が変わるのか教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 認定を受けると、施設型給付という公費を受けられるようになります。この公費は、国が定める公定価格から保育料を除いた費用の部分ですが、保護者に変わりまして保育園等が受ける仕組

みとなっております。そして、保育を保護者は市が定めた応能負担の保育料を保育園等に支払っていただくこととなります。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 新制度という、保育園や認定こども園、またさらには待機児童対策に注目が集まりがちですけれども、新制度の理念には地域の子育て支援事業の充実もあるというふうに思います。私は、保育を必要とする御家庭の支援が非常に重要であるというふうに認識しておりますけれども、その一方で保育園や認定こども園に通っていないお子さんや、その子供さんを御家庭で養育されている若い保護者の子育て支援も、忘れてはならないというふうに思っております。

今回の新制度で、御家庭の養育されている保護者に対する施策について、東大和としてはどのように考えているのかお伺いをいたしたいと思います。

○保育課長（宮鍋和志君） 新制度でございますが、御家庭で子育てをしている方についても、当然支援対象となっております。具体的には、地域子ども・子育て支援事業という枠組みの中に位置づけられておまして、一時預かり事業とか地域子育て支援拠点事業、これは子育てひろばというものですが、こちらが該当いたします。市は、これまでこうした事業に取り組んでまいりましたけれども、今後とも市民ニーズの把握に努めながら適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 第3回の定例会の終了後に配布されました子ども・子育て支援事業計画ですね、これ中間報告のようですけれども——を見ますと、この計画の中で、病児・病後児保育については、平成25年度の実績は1,331人であったようです。その一方で、平成27年度以降は2,100人前後の量が見込まれるというふうになっておりますが、市としてはどのように対応していくのか、また今後の策定スケジュールはどのような状況か教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 病児・病後児保育事業でございますけれども、ニーズ調査の結果、年間2,100人ほどの利用ニーズがあるということがございました。そちらを踏まえまして、この事業、一層充実させるために、事業計画を先日公表いたしました実施計画の中に掲載させていただいたところでございます。

事業計画策定の今後でございますけれども、来年1月末に子ども・子育て支援会議を開催いたしまして、事業計画案を固めまして、2月初旬ごろに市長に答申をしていただき、策定する予定でございます。来年の第1回定例会には、市議会議員の皆様にお渡しするとともに、4月1日の市報とホームページで公表、周知をしたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。今後の動向を注視していただきたいなというふうに、思っておりますところでございます。

それでは、その他の社会保障制度に関する影響を伺いたいと思います。

次に、子ども・子育て支援以外の分野で、社会保障の充実メニューとして、どのような内容が計画されているのかをお伺いしたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） その他のというところでございますが、医療、介護の分野におきましては、在宅医療の推進、また地域包括ケアシステムの構築、そのほかには医療保険制度の財政基盤の安定化、このようなものが計画をされております。また年金の分野でございますが、低所得高齢者、障害者等への福祉的給付、

受給資格期間の短縮、このようなものが計画されているところでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、市が直接的に関係する分野としての介護が考えられるというふうに思いますけれども、その内容についてお伺いをしたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 介護の分野におきましては、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられますように、地域包括ケアシステムの構築が予定されているところでございます。これは医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供するシステムで、特にボランティアの活用など、地域の自主性や主体性の強化を図ることが今後必要とされております。また、介護保険の第1号被保険者の低所得者の方に対しまして、さらに保険料の軽減を図るというようなことが予定されているところでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

消費税の税率の引き上げが、先ほどからお話のとおり延期となりましたが、社会保障制度改革に対してどのような影響が及ぶのか、今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 消費税率の引き上げの延期ということになりましたので、予定しました財源が相対的に確保が不透明というところが現状でございます。今後、先ほど申し上げましたような各分野に、影響が広く及ぶのではないかと考えてございます。現段階でございますが、国の予算編成において、今後、明らかになっていくというふうに思っておりますが、具体的内容の把握については、現時点、非常に難しいというようなところでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 現時点では、具体的内容把握は非常に難しいということでございますけれども、これらの状況を踏まえ、今後の市の取り組みとして、現時点での考えがあればお伺いをしたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 市におきましても、国の制度改革に伴います取り組みといたしまして、子育て支援の分野を中心に施策の充実等を図る予定でございます。しかしながら、消費税を原資とする国からの財源等に不確定な要素が出てきたというところでございますので、今後、国の予算編成に一層留意する必要があるというふうに考えております。

なお、国の新年度予算編成につきましては、越年となるような報道が一部にございますので、財源確保が非常に不透明な中、市におけます施策の実施に当たっては、その見きわめが非常に難しくなってくるというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

平成26年の第3回の定例会での他の議員の一般質問の市長の答弁では、新制度の量的拡大、質的向上に当たっては、市の一般財源に負担のかかることのないよう、今後とも多摩地域の自治体で協働して東京都を通じ国に要望していくとともに、国の財源確保策について今後とも注視していきたいというふうに、市長の答弁がございました。これ当然のことだと思いますけれども、市長として今回の消費税率引き上げ延期の影響が、市民生活に及ばないよう最大限の努力をお願いしたいところでございます。

尾崎市長、このような状況下ですので、来年以降も職責は担われるおつもりと受け取ってもよろしいのでし

ようか。

○市長（尾崎保夫君） 消費税の先送り等の影響につきまして、社会保障といろいろとありますけど、市長会もそういった意味では、それぞれの市の財源保障という意味では、いろいろと要望はしているところがございます。政府予算あるいは東京都予算編成との関係や、あるいは社会保障の積み上げ、それから従来制度の維持、市町村への影響など、今後どのようになるかというのは、特に社会福祉、そして子育て施策の混乱も予想されるところでございます。子ども・子育て新制度への影響につきましては、大きな財源不足も予測されますが、財源確保のため消費税以外の財源の確保が必要になるというふうを考えているわけでございますけども、新規施策の中止や地方交付税制度への影響なども考えられるのではないかと。要するに、不確定な中での対応が迫られるのではないかなというふうには思っているところがございます。さらに、今後、事務制度等、市町村事務の効率化を目指して、マイナンバー制度などが入ってくるわけでございます。この制度の活用につきましても、今後、市町村の事務のあり方に大きな影響を及ぼすものだろうというふうに思っていますし、その中身についてはまだ不確定なところもございます。

これからも、そういったことを考えますと、これからの地方自治体は大きく変わっていくだろうというふうに思いますし、また変わっていかねば運営できないと、そういう時代がいよいよ来たのだなというふうに感じているわけでございます。そういった中で、しっかりと東大和市の将来のかじ取りをしていきたいと、強く感じているところがございます。そのためにも、来年の市長選挙に出馬し、勝利をしなければならぬと強く感じているところがございます。皆様方の御支援、御協力をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

まず大項目の1ですが、ちよこバスの運行ルートの変更、乗車料金の値上げについて、現在の進捗状況をお伺いしたいというふうに思います。

大項目の2では、東京街道団地の高齢者の生活支援について伺います。

入居者の高齢化が著しい東京街道団地での高齢者の生活支援についてお伺いします。

①として、今春開設しました高齢者見守りぼっくすしんぼりの利用状況について伺います。

②では、東京街道団地の北西側の棟から見ますと、肉、野菜、魚といった生鮮食料品を購入できる店舗が半径500メートル以内にはありません。買い物の支援策の必要があるのではないのでしょうか。また、市の中央部の診療所等への通院に利用できる支援策についても伺います。

③として、別居の家族による見守りの支援として、団地内の駐車場の空きスペースを臨時駐車場として整備してほしいという要求を多く聞きます。都に働きかけできないのでしょうか。

大項目の3ですが、第6期介護保険事業計画の見通しについて伺います。

厚生労働省は、ことしの7月に医療・介護総合確保法の具体化に向けたガイドライン案、告示案、政省令案

などを明らかにしました。第6期介護保険事業計画の見通しについて伺います。

①として、低所得者層の介護保険料の軽減策を消費税10%にした増税分を財源に充てるとしていたため宙に浮いているが、しかしその予算は1,300億円程度にすぎないと聞きます。仮に同様のことを市独自で行うとすれば、どの程度の財源が必要になるのか伺います。

②として、要支援認定の際に同じ方が要支援2と要介護1との間を行き来するケースは利用者全体でどの程度あるのか伺います。

③として、新制度では、新たにサービス利用しようとする方が要介護認定を行う前に、窓口で要支援1・2相当とみなされ、認定を経ないで新総合事業を利用するようにされてしまうことがあると伺います。また、一定の目標を達したと判断され、介護保険の給付からボランティアによるサービスへの移行を要求することもあると言われていて、利用者の申請権や受給権を狭めることがないように努めることが求められますが、いかがでしょうか。

④として、新制度では特養ホームの入居対象者は原則要介護3以上、要介護1・2の方は勘案条件に合致しないと特例の対象にはならないとされています。単身者や虐待、高齢、病弱などで同居家族による介護は困難などが例示をされていますが、仕事などで介護をする余裕がない家族の場合などはどのように判断されるのでしょうか。

⑤として、来年4月から、住民税課税世帯を対象に、特養ホームの相部屋の部屋代を全額実費徴収、光熱費負担分も引き上げると報じられています。また、来年8月より低所得の入居者の居住費、食費を軽減する補給付も資産調査を行い縮小、打ち切りになると言われています。高額介護サービス費限度額も引き上げられます。年所得160万円以上の方の2割負担の導入は、報道でも医療保険の水準と比べて保険料設定が高いとされています。しかも、厚生労働省はいきなり3割負担は厳しいだろうから、当面2割負担と言っているということです。際限のない負担増と利用抑制につながらないでしょうか。高齢者が介護サービスから排除されないようにすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

⑥として、要支援サービスの新総合事業への移行は、自治体やサービス事業所、ボランティア団体の関係者からも、このまま実施されているのかという声が噴出しています。自治体の判断として、2017年の3月末まで現行のまま継続すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

大項目の4に移りますが、丘陵地の土砂災害対策について伺います。

ことし8月に広島市で発生した土砂災害により、都市部の急傾斜地での対策に関心が集まっています。市北部の丘陵地での土砂災害対策について伺います。

①として、10月下旬に8カ所の土砂災害危険箇所周辺の住民180世帯に土砂災害危険箇所等のお知らせが配布されましたが、当該住民からの問い合わせなどはありましたでしょうか。

②として、5年前の総務委員会の所管事務調査では、周辺住民に対して市から積極的に情報提供するのは難しいということでしたが、その後、位置づけは変わってきたのでしょうか。

③土砂災害危険箇所のうち、急傾斜地崩壊危険区域に指定されているところはあるのでしょうか。

④昨年、日野市や横浜市で起こったような都市型土砂災害と呼ばれるようなタイプの災害が市内でも発生する可能性はあるのでしょうか。

⑤狭山3丁目の都立東大和公園東側の斜面には、谷里保育園などが近くにありますが、このところではどのような対策が行われているのでしょうか。

以上、伺います。再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、ちよこバスの運行見直しの進捗状況についてであります。運行ルート変更については交通管理者との協議が調い、バス停留所の設置やバス結節点の整備工事等の準備を進めているところであり、今後、運賃体系の変更とあわせて、平成27年2月中の運行見直しを目途に、近日中に国土交通省へ認可申請を行いたいと考えております。

次に、高齢者見守りぼっくすしんぼりの利用状況についてであります。市では高齢者見守りぼっくすしんぼりを、平成26年4月に新堀地区会館2階に開設いたしました。徐々にではありますが、施設の認知度は高くなっており、高齢者や御家族のほか、近所の皆様や民生委員、ケアマネジャーなどからも多くの相談や情報が寄せられている状況にあります。

次に、高齢者に対する買い物の支援策についてであります。高齢化の進行や既存商店の減少などの日常の買い物に支障を来す買い物弱者が社会問題となっております。高齢者の買い物支援につきましては、地域の支援団体や商工会等との連携が必要であると考えております。

次に、市の中央部の診療所等への通院に利用できる支援策についてであります。東京街道団地から中央通りとハミングロードの交差点周辺の診療所へのアクセスにつきましては、ちよこバスのルート変更の実施後は、一旦、東大和市駅に向かいいただいた上で、ちよこバスを御利用いただく形になります。

次に、団地内の駐車場の空きスペースを臨時駐車場として整備することについてであります。都営団地内の駐車場については、東京都が管理していることから、具体的な御相談につきましては、東京都の担当部署が窓口となっております。

次に、第6期介護保険事業計画の見直しについてであります。今般の介護保険制度の改正には、低所得者の介護保険料軽減強化や補給給付の見直しなど、費用負担の公平化等が盛り込まれております。詳細につきましては、担当参事から説明をいたします。

次に、土砂災害危険箇所等のお知らせの配布後の住民からの問い合わせについてであります。平成26年10月に土砂災害危険箇所周辺の住民の皆様へお知らせを配布いたしました。これに関するお問い合わせはございませんでした。

次に、情報提供に対する位置づけについてであります。ことし8月、広島市における大規模な土砂災害により、甚大な被害が発生したことから、内閣府及び消防庁並びに国土交通省からの通知により、国・都・市が連携し、土砂災害危険地域の皆様へ警戒避難体制等の情報提供を行うこととしたものであります。

次に、急傾斜地崩壊危険区域の指定についてであります。この急傾斜地の定義といたしましては、傾斜度が30度以上ある土地を急傾斜地と定めています。このうち高さが5メートル以上の急斜面で、想定被害区域内に5戸以上の人家が存在するなど、一定の要件を満たす場所を東京都が指定しております。市内では、危険区域の指定はございません。

次に、都市型土砂災害が市内で発生することについてであります。一般的に梅雨どきや台風により、局地的な大雨が降った場合などに浸水災害や土砂災害が発生することが考えられます。現在、東大和市の大雨洪水警報は1時間当たり50ミリ以上の雨量が予想される場合に発令されます。平成25年度では9回発令されておりますが、大きな被害はございませんでした。

次に、都立東大和公園東側の斜面の谷里保育園についてであります。谷里保育園は防災マップの急傾斜地の指定区域に入っておりますが、急傾斜地の現場といたしましては、円乗院の北側斜面が指定場所となっております。急傾斜地の対策は、原則として土地所有者の責務となっております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○福祉部参事（広沢光政君） それでは、私のほうから介護保険制度改正のうち、介護サービスの利用などに係る部分の改正につきまして、説明をさせていただきます。

初めに、介護保険料軽減策を市単独で実施した場合の財源についてでございますが、平成26年度の保険料ですとか被保険者数、こういったものをベース、基本といたしまして、現段階で国から示されております軽減強化策の軽減幅、これを適用させて試算いたしますと、あくまで試みの計算でございますが、必要となる財源はおよそ4,800万円程度となる見込みでございます。

次に、要支援から要介護へと移行する申請者の状況ということでございますが、要介護認定のシステム上、同じ方の複数回の行き来というものを追うことはちょっと難しいことから、更新申請におけます更新前と更新後の比較ということで御説明差し上げます。平成25年度の1年間におけます更新認定者、こちらが2,088人ございました。このうち、要支援2から、更新後に要介護1となった方、50人でございます。また、要介護1から、更新後に要支援2となった方は59人ございました。更新前と更新後で異なる結果が出た方の合計109人で、これが要介護等更新申請者の約5%に当たります。

次に、新しいサービスであります新総合事業の対象となる方の要介護認定等の申請についてということでございますが、御質問のようなケースでございますけれども、利用者の利便性を考慮いたしまして、かつ利用者の意思により、要介護認定等を省略して、基本チェックリストを用いて、迅速なサービスの利用が可能になることを目的として行うものでございまして、決して要介護認定等の申請を妨げるというものではないというふうに認識してございます。相談を受け付けているときに、相談の目的ですとか希望するサービスを聞き取りまして、新総合事業の説明を行うとともに、必要なときには認定申請に結びつけていくような説明をしてみたいというふうに考えてございます。

次に、新制度におけます特別養護老人ホーム、特例入所の判断基準ということでございますが、要介護1・2の方の特別養護老人ホーム、特例入所の判断基準につきましては、特例入所判定の公正性の確保、それから各市町村での判断基準に大きな差異が出ないようにということで、要件に係る勘案事項、こちらにつきまして国から示される予定となっております。今後、国が示した指針に基づきまして、市のほうの入所指針の改正を行うこととなりますけれども、可能な範囲で柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度改正におけます負担額の引き上げ等についてでございますが、介護保険制度改正のうち、介護サービス利用に係る部分の改正につきましては、国におきましては社会保障審議会の介護保険部会、それから介護給付費の分科会等の意見をもとにしまして、制度の持続可能性の維持、それから費用負担の公平化等の観点等から、今回の制度改正を行うこととなったものでございまして、詳細につきましては、まだ未定の部分も多くございますけれども、一律に負担増を行うものではなく、利用抑制につながるものではないものと認識しているところでございます。

次に、新総合事業への移行時期についてでございますが、新総合事業を効率的、効果的に実施していくためには、地域の実情に応じたサービスなどの基盤整備、これを行っていくことが必要でございます。そのために

は、サービス事業者、ボランティア団体等、さまざまな関係団体と協力というのは非常に不可欠、必要不可欠になってまいります。新総合事業への移行の時期につきましては、平成29年4月までに実施することとなっておりますことから、サービス事業者と関係団体との調整とともに、市民の皆様に対しましても適宜情報提供しながら、移行の準備を進めてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに、ちょこバスについて伺います。

今、市長の御答弁や、またこれまでもほかの議員さんから、何人の方からもちょこバスの状況については伺いましたので、余り繰り返すにはならないようにしたいと思います。

延期された理由については、警察との折衝で調整に時間がかかったということなんで、これについては順次進んでいるというふうに理解します。

それから、ちょうどこの直近に公共交通をテーマにタウンミーティングが行われましたけれども、参加された方から、路線の廃止や、また代替手段としてのコミタクの導入などについては、どのようなお声があったかということをお伺いしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） ルートの変更によりまして、今回、路線の一部の見直しを行いますが、見直しによりまして1時間1本の便数を確保することとなります。タウンミーティングでは、これを評価する意見が寄せられておりますが、路線の一部が廃止になることにつきましては、特に意見はございませんでした。

次に、コミュニティタクシーの関係でありますけれども、残された交通空白地域について議論はどこまで進んでいるのかといったような内容の質問がございました。これにつきましては、地域によって必要とされる交通は異なります。その地域にふさわしいコミュニティタクシーを継続して運行するためには、導入に向けて事業者や商店、地域の方々と共通した認識を持ち、地域で育てていくことが大切です。具体的なことはこれからとなりますが、今後は懇談会等を開催し、市の考え方を地域の皆様に理解してもらうところからのスタートとなりますと、このように回答させていただいております。

以上です。

○1番（森田真一君） 予定されるルート変更は、わかりやすい発着時刻に戻って、駅への乗り入れもできるようになり、また市役所で無料乗りかえなど、新たな改善を試みることになりましたので、これについては大変評価をしたいというふうに思ってるんです。

一方で、運賃を100円から180円と引き上げるということになってますので、これは割引回数券ですとか障害者割引などの導入を新たに図るとはいえ、経済的に利用そのものを遠ざけるおそれもあります。都内でも、ちょこバスにシルバーパスの適用を導入している自治体も少なくありません。当市でも適用を求め、また東京都に利用拡大を働きかけることを求めます。

また、ちょこバスの代替手段としてのコミタクの導入については、住民任せにせず、市が責任を持って進めていただけるように要望いたしまして、この項目については、後のところでもまたちょっとかかってくるかなと思いますので、1回、締めたいというふうに思います。

続きまして、東京街道団地の高齢者の生活支援について伺います。

まず、農水省が高齢者が生鮮食料品を徒歩で買い物できる生活圏の目安として、500メートル程度というふうに考えているようであります。団地の北西部、1・2号棟になるんですが、500メートル以内にある食べ物

関係のお店というものをちょっと数え上げてみますと、まず500メートル超になりますけど、富士見町との境にあるスーパーがまず1つ、それ以内にあるのは、コンビニが2件、八百屋が2件、肉屋が1件、ラーメン屋が6件、そば屋が1件、居酒屋3件、定食屋2件、ファミレス1件、焼肉屋2件、ケーキ屋2件、ハンバーガー屋1件、酒屋1件と、24件のうち生鮮食料品が買えるのは3件、スーパーを除くと3件という構成で、高齢者にとっては生鮮食料品確保するということであると、決して暮らしやすい商業環境ではないかと、商業集積地の割にはなかなか生活が大変なんだなということが見てとれます。これからすると、何かしらのそういう支援や、その買い物の資源がここにあっていいんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 東京街道団地では、肉、野菜、魚などの生鮮食料品を購入できるお店が少なくなっており、高齢者を中心に生活必需品や生鮮食料品などの日常買い物に支障を来してると考えてございます。現在、東京街道団地には、卵や肉、野菜、魚などを載せた移動販売車が週1回程度来ておりまして、団地にお住まいの方が御利用してるということでお伺いしております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） そうような業者さんも、今の時点では時々来られてるといこともお話、伺っております。今そうやってサービスを提供していただける方があるうちはいいんですけども、これがいつまで安定的に維持できるのかっていうのは、非常に微妙なところですので、ぜひそういったところにも配慮していただきたいと思うんですが、この1・2号棟などでは車椅子の利用者が多いため、一般的に500メートルといっても、車椅子利用者の方は歩ける方に比べて数倍も遠い思いをして買い物をしているということも、ぜひ気にしていただきたいというふうに思うんです。たまたま、私、近く歩いていたら、市外から引越してこられた方で、車椅子利用者の方とお話になりまして、その方からも、やっぱり前のまちなんかと比べても随分不便なところなんですと、びっくりしたってお話、聞いております。

ちょこバスが、この1・2号棟のすぐそばまで、新しいルートになっても走り続けるわけなんですけど、これ利用してほかのスーパーですね、例えば近くでいうとつるかめさんですとか、ああいったところなんか寄ろうということになりますと、新料金でいうと一往復180円掛ける2で360円と、障害者割引使っても180円かかるわけでありまして。ここの棟の方なんかでは、御夫婦そろって車椅子を利用されてるなんていう方もいらっしゃるから、なかなか2台同時に乗れないなんてこともありまして、買い物をしに行くという点では大変不便をしているということなんです。ぜひ、そういったところにも配慮をしていただきたいなというふうには思っております。

続きまして、この春、農水省が「買い物困難者等支援策活用ガイド」というものを発行いたしました。これはホームページ上でも、PDFで見られるようにはなっています。これ見てみますと、例えば地域のNPOや商工事業者等を対象に、食料品アクセスの改善を検討する調査などの事業に全額補助を行うとして、国としてもここに力を注いでいこうということが見てとれるわけなんですけど、当市でこういったものを利用しての改善を図るとい機運はあるのでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 「買い物困難者等支援策活用ガイド」によりますと、農林水産の補助事業といたしまして、地域における食料品等の買い物環境を改善する食料品アクセス環境改善対策事業がございます。先ほど議員さんのほうでおっしゃられたものでございます。今、事業を考えている商店街とNPO法人等については、現在この活動をするという動きはございません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今度は通院のほうで伺いたいというふうに思うんですが、団地の中央や南側の棟の方から、こういうお声いただいているんですけど、中央通りを直進する交通手段がないので、向原や南街1丁目方面の特に中央通り側にあるところですね、診療所への通院が不便だという声がこれまでもあったんですが、これはどういうふうに改善されたかというのをちょっと教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 通院ということでございますが、東京街道団地から西武バスを御利用いただきまして、東大和市駅まで出ていただき、そこからルートの見直し後のちょこバスの往復ルートに乗車していただきますと便利であるというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） そうですね、ルートの改定で、新設の停留所もできるということで、ここも利用して、今までと比べると若干便利になったのかなというふうに思います。乗り継ぎということはありませんけども。

近隣市なんかでいうと、民間医療機関で送迎ボランティアを行っているところもありまして、東京街道団地の居住者の方も、一部その利用されてるという方も、お話、伺ったことがあります。ボランティアの確保が、そういうところで大変なんだというふうに聞いております。また、そこに受診したい診療科がなければ、ほかの医療機関の通院が当然必要になりますので、路線バス、今、シルバーパス、使えるようになっておりますが、ちょこバスについては今度の運賃改定では、今のところではシルバーパス、使えないという状況なんで、新運賃でいうと往復360円かかるということで、先ほどの要望に重なるんですが、ちょこバスのシルバーパスの適用の導入について、推進していただくよう要望いたしておきたいと思います。

○議長（尾崎信夫君） ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（森田真一君） それでは、いましばらくよろしく申し上げます。

居住者から、息子さんや娘さんなど、別居の家族が訪問をして、介護ですとか家事援助をされる場合なんですけど、この東京街道団地では臨時の駐車スペースがなくて困っているというお声が少なからずあるんです。それで、長時間路上に置くわけにも当然いきませんし、また近くにコインパークもありません。一方で、団地内では車を処分した方も多くて、駐車場に鉄柵を置いたまま利用されていないというスペースがかなりあるんです。それで、都営住宅の駐車場は、居住者に貸し出しを行っているというふうにされてるんですが、他の団地と異なっていて、この東京街道団地では公募の表示が、J K Kのホームページにはありませんでした。

J K Kに、私、問い合わせてみましたら、都に申し出ると一定の条件で貸し出しが可能だということだったので、具体的にはどういうことを要するんですかというふうに伺ったら、例えば障害者手帳を持っていて、車両の名義を居住者自身にしなければならぬと、要介護認定だけではだめなんだという説明がありまして、お値段にしますと月額で7,000円で、敷金3カ月分かかるんだと、こういう話だったんです。非常にハードルが高いわけでありまして。また、個別の貸し出し契約とは別に、団地単位で来客用の駐車スペースを確保できる制度も都ではあるらしいんですが、これも団地ごとに利用スペースが異なるんで、この東京街道団地がこれに該当するかどうかというのは、その時点では東京都に聞いてみないとわからないということでありました。

このJ K Kの説明のとおりでありますと、居住者個人ではなかなか解決できないので、市からも都に、こう

いう内容なんだったことで働きかけていただきたいという、そういう住民の要望がありました。この点についてはいかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 駐車場の関係でございますけれど、東京都へ確認したところ、都営住宅の駐車場に空きがあれば、地域開放枠という範囲の中で、都営住宅の居住者以外の方に例外的に駐車場を有償で貸し出す制度があるとのことでございます。この制度は、都営住宅に居住する親の介護のために、子供が駐車場を必要とする場合などにも適用される制度であります。地域開放枠が残っていればという前提になりますが、団地に居住する親が介護保険の要介護認定を受けていれば、原則として要件を満たし、車の名義を親に変更する必要はないということですので、担当部署に改めて御相談いただければと思います。

以上です。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

今、改めて確認をしていただいたもんですから、JKKさんの窓口の説明とは、やっぱり若干違っていたということで、こうやって聞いていただくということは、非常に重要なんだなというふうに改めて思いました。ありがとうございます。

第6期介護保険の事業調査を市ではされましたけれども、東京街道団地の高齢者世帯のイメージを、これをもとに考えてみますと、高齢者の6割は単身者、高齢の夫婦を入れると大体7割を占める。少なくともその1割から2割ぐらいは別居の家族の支援を受けながら、通院や買い物、掃除、洗濯といった生活介助のニーズを満たしていると読み取れます。翻って、その分、介護保険サービスを利用されていないということになりますから、せめて週に1度、月に数度といった親の面倒を見る環境を整えられるよう便宜を図ってほしいという、このイメージ像から考えてみますと、まことにもっともな要求であると思われました。

また、無年金、低年金の方の生活保護世帯も多いですから、家族からのこういった生活支援も可能な限り求められるわけでありまして、今お調べいただいたところで、こういった方たちとはちょっと利益が衝突するのかなと思っていた車両名義の変更みたいなことは、今回求められないということもわかりましたので、この点では確認をとっていただいたことが利益というふうになったのではないかというふうに思います。

ちなみに、大阪府でも府営住宅を持っているわけなんですけれども、こちらでは空き駐車場、同じように親の介護など便宜を図るとして、月決めの貸し出しももちろんしてるんですが、回数もそんなに、毎日、毎日ということではないんで、月決めで利用するとなるとある程度の負担になりますんで、コインパーキングなんかも併設でつくって、なるべく低負担でこういった利用が促進できるようにというふうにされてるそうであります。こういった多様な形で利用が可能になるように、ぜひ市からも働きかけていただきたいということなのでありますが、いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま空き駐車スペースとコインパーキングができないかというようなことも、府の事例ではあるということでございます。今後、東京都は福祉インフラの整備だとか、いろいろ施策を打ち出しておりますけれども、そういう中で、やはり暮らしてる方たちが暮らしやすい、住みやすい環境づくりといったようなところでは、機会を捉えてこういった事例等も紹介しながら要望をしていきたいと思っております。以上でございます。

○1番（森田真一君） 大変積極的な受けとめをしていただいて、本当にありがたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、項目は大項目の3に移りまして、第6期介護保険事業計画の見通しについてお伺いしたいと思

ます。

これは壇上での質問でかなり細かくお伺いをしたところでありますが、ちょっと一旦ここでは、現状、今の東大和の高齢者施策がどれぐらいの水準に到達してるのかということで、少し教えていただきたいというふうに思うんです。

まず、高齢化率と介護給付の予算なんですけども、当市の場合、あと26市の中でどういうぐらいの水準に位置してるのかということ、教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 高齢化率と介護給付費の予算の関係でございますけれども、今、市のほうで保有しております他市の保険給付費当初予算額といたしましては、平成25年度のデータが直近となりますので、この数値により算出した結果でお答えをさせていただきます。

平成25年度末におけます第1号被保険者数で算出しました当市の高齢化率でございますが、24.4%で、26市中5番目となっております。それから、25年度の当初予算額、給付費の当初予算額におきましては、26市中22番目となっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） それでは、要介護認定率についてはいかがでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 当市の同じく第1号被保険者におけます要介護認定率でございますけれども、こちらにつきましては平成26年9月におけます東京都の月報によってお答え差し上げますが、15.2%という率になってございます。こちらが26市中18位というふうな位置づけになってございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ちょっと1点、伺ったところでは、高齢化率がかなり高い、26市の中ではかなり高い水準であるのだけれども、要介護認定率や、また予算については比較的低いランクにあるようなんですけども、これは要因はどんなことが考えられるのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 他市に比べて高齢化率が高く、逆に認定率が低いという結果になっているわけでございますが、要介護認定率自体につきましては、個々のそれぞれの方の身体、精神状況等によって判断されてまいりますので、一概にその認定率ですとか高齢化率から、その一定の規則性を見出すというのは難しいかなというふうに思っております。

ただ、ひとつ、これがどういうあれになるかちょっとあれなんですけども、要支援1以上の認定を受けるまでの平均の自立期間、これは65歳健康寿命と言うそうなんですけども、東京都のデータによりますと、平成24年、当市のこの65歳健康寿命といいますのが、男性が81.32歳、それから女性が82.82歳となっております。26市中、男女とも第9位というふうになってございます。このように介護を受けずに元気で過ごす期間が長い、65歳健康寿命が長いということも、高齢化率に比べて認定率が低いということの要因の一つではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

これは一つには、市で元気ゆうゆう体操だとか、介護予防なんかに随分力を尽くされてこられてるわけですので、やっぱりじわじわとそういう効果も反映されてるのではないかなというふうに想像をいたします。

ちょっと少し立ち入って、また中身に入らせていただくんですけども、今御紹介ありました介護保険事業月報は、毎月、出されて東京都のホームページにも掲載されてるんで、私も見てみたんですけども、今御説明があった

とおり、当市では高齢化率が24.7%、26市中、高いほうから5番目。要介護認定15.2%で、26市中、高いほうから18番目。また要介護の3から5、重いほうの方の要介護認定率が26市中23位と低かったと、まず実態としては今こういうことがあると。また、要介護認定者1人当たりの介護給付でいいますと、他市と比べてやや高目ということですが、要介護認定者の施設入所の割合は26市中8位と高かったと。居宅サービスや地域密着型サービスについては、それと比べるとやや順位が低く、これまで緊急性のある施設介護の整備になるだけ力を優先して注いでこられた結果というふうにも見えるんですが、この点ではどういうふうに認識したらいいでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 要介護認定者の施設の入所の割合が高いというようなことでございますが、施設整備に関しましては、当市の場合、過去、整備補助を行うことによって、東大和市民のベッド数の確保、こういったものについて各施設と協定を結び対応してきたところでございます。また、当市の場合、市内の施設が市民の入所を優先していただいているところもございまして、市内施設の市民利用率は他市よりも高いというふう聞いております。そういったところも、影響してるんじゃないかなというふうと考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 現状これで、とにかく大変な方のほうを手当してきたということになるわけですが、一方、この高齢化率の順位なんか見てみますと、今東大和は高いほうから、高齢化率でいうと5番目ということなんですが、後期高齢者の率でいうと7番目ですから、現状よりももう少し時間がたつてくると、後期高齢者が急速に多くなっていくということが考えられますので、そうしますとより重たい方と言ったらいいんですかね——方がふえてくるということも十分考えられると思うんです。そうなったときに、当面、今、一生懸命追いかけてる施設介護サービスの要求をより一層満たしていくということが、これ避けられないということになるわけですが、今後、並行して在宅サービスや地域密着型サービスの充実についても、少し力を入れて進めていかなきゃいけないという状況になるのではないかなというふうな想像できるんですが、この点ではいかがでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 在宅サービスに関しましてですが、地域包括ケアシステムの構築等も含めて進めていかなければならない点ではございます。ただ、サービスの種類によりましては、供給がちょっと過多となっているサービスも見受けられるところございますので、そのあたりのバランスを検討しながら、在宅サービスに関しては整備を進めていく必要があるなというふうな考えてございます。

地域密着型サービスに関しましては、近年、待機者が発生しております認知症高齢者グループホーム、こちらにつきましては中央1丁目の都有地を活用した整備を計画中であります。また、同時に在宅での生活を支える基盤といたしまして、小規模多機能型居宅介護、こちらにつきましても同じく整備計画中でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この間は、私たちの会派でも、先ほど市長からも御答弁ありました高齢者見守りぼっくす、要求するときにはシルバー交番という名前でも要求してたわけですけど、これも具体的に2館つくっていただきまして、また地域密着型介護施設の整備につきましても、都有地、国有地などの遊休地の活用も含めて推進していただくということをお願いをして、今のお答えですと、それも少しずつですが進んでいるというふうなことになるのかなと思います。そういった点では、引き続き力添えしていただきたいなというふうに思います。

総合事業のほうにちょっとまた質問、教えていただきたいというふうに思うんですけども、来年度からの法改正で、要支援者の介護保険の利用の可否を、今までの要介護認定でいきなり受けとめるんじゃないくて、その前段で市の独自の事業に振り分ける場合があるという御説明でしたんで、この可否の判定を最初にする役割を担う方というのは、東大和の場合でいうとどういう方がなさることになるんでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 新総合事業に移行した際でございますけれども、要介護認定の申請、それと新総合事業のサービス利用に、いわゆる今お話があった振り分けというものがなくなってまいりますけれども、その窓口となりますのは、基本的には高齢者ほっと支援センター、または市のほうになるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この新総合事業、先行してモデル事業をやってる自治体が幾つかあるんですけども、この自治体のレポートを少し読んでみますと、市の窓口担当者ばかりか、専門家であるはずの保健師ですとかまでが、明確な基準も示さないで利用者の要介護認定申請を受理しなかったり、地域ケア会議で医師が卒業と称してサービス利用を打ち切りの役割を担ってるといった、ちょっと極端な例も実は出ております。

国会でも、これらの問題、取り上げられて、要介護認定の申請を自治体が妨害することは違法、本人の同意なしにサービスを打ち切るとは、かえって状態悪化を引き起こして給付費の膨張を招くおそれがあると、厚生労働大臣も認められたということでもあります。被保険者の介護サービスを受ける権利が奪われないように、細心の注意を払っていただきたいということを、この場では意見としてお願いをさせていただきたいというふうに思います。

要介護認定しないで市の独自サービスを振り分けられた場合ですと、先ほどの駐車場の例になるんですけども、今、初めて直近で確認をとっていただいたんで、私も改めて思ったんですけども、要介護認定を受けてないと、この人はそういう家族から家事支援とか受けてる人なんだなというふうに、遠くから見たらわからないわけですので、そういった意味でも、直ちに介護保険、使うかどうかは別としても、やっぱりそこでは要介護認定というのは必要になるんだということが考えられるわけでありまして。そういったことも今まで教えていた質問の中で、お答えの中でわかりました。

では、大項目、また変えまして、丘陵地の土砂災害対策についてお伺いしたいと思います。

まず、言葉なんですけど、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、それから土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域と、この土砂災害の関係では、何かよく似てるんだけど、どうも意味が違うんだなと思われるような言葉が幾つも出てくるんですけども、そこら辺についてちょっと簡単に御説明をいただければありがたいんですが。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 用語の説明でございますが、まず土砂災害危険箇所でございますが、こちらにつきましては、次に申し上げます3つの総称となっております。まず、1つ目は土石流の危険渓流というのでございます。2つ目が地すべり危険箇所。3つ目が急傾斜地崩壊危険箇所の総称でございます。都内には3,718カ所ございます。

まず1つ目の土石流危険渓流でございますが、こちらについては渓流の勾配が15度以上で、土石流の発生の危険性があり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある渓流でございます。

2つ目の地すべり危険箇所でございますが、こちらについては空中写真の判読や現地の調査、また災害の記録から、地すべりの発生のおそれがあり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所でございます。

3つ目の急傾斜地崩壊危険箇所でございます。こちらにつきましては、崩壊する危険のある急傾斜地で、高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上で崩壊による危険を生じるおそれのある箇所、都内には2,972カ所存在してございます。

次に、土砂災害の警戒区域でございますが、こちらにつきましては急傾斜地の崩壊等の発生によりまして、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれのあるというような、認められる区域でございます。

次に、土砂災害特別警戒区域でございますが、こちらにつきましては土砂災害警戒区域の特別なものでございまして、特定の開発行為に対する許可制や建物の構造規制等が行われる区域でございます。

最後に、急傾斜地崩壊危険区域でございますが、こちらについては急傾斜地崩壊危険箇所の中で、危険度が高い斜面につきまして、関係市町村長の意見を聞きながら、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づきまして、都知事が指定する区域でございます。現在、都内に51カ所存在してございます。

説明については以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

お知らせですね、配布をされて、住民からのお問い合わせというのは基本的にはなかったというお話でしたけれども、お伺いしたところでは、固定資産税の減免で、急傾斜地であることは、あらかじめほぼ皆さんが認識されていたということがあるんじゃないかというふうに伺ったんですが、これは平地と比べて傾斜地になっているから不便な土地なんだという意味での理解だったのか、それともこの間、報道なども手伝って、何かしらある程度の危険は常に警戒しておかなきゃいけない、心がけておかなきゃいけないという意味での理解だったのか、ちょっとそこら辺がよくわからないところなんですが、この点ではどういうふうに今判断されているんでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 住民の方へのお知らせを配布しまして、これに関するお問い合わせ等はございませんでしたが、想像してみますと、一般的には土地や家屋、固定資産を購入するためには、駅からの距離とか公共施設の距離、また学校等の距離、またスーパーとの距離とか、あと用途地区や土地の地勢等を鑑みまして、また御近所に住んでいらっしゃる方のお話等、地域による災害等のお話を聞いてから購入されるというのが、一般的なことだというふうに考えてございます。このようなことから、お知らせを配布しました急傾斜地でございますが、急傾斜地であるというような認識を、お住まいの方は持っていらっしゃるんじゃないかというふうに考えてございます。市としましては、引き続き防災マップや東大和市の土砂災害ガイドラインによりまして、災害の適切な対応を広報してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 先ほどの御答弁でも、雨量50ミリ以上になる、時間50ミリ以上になると警報発令されて、この間、25年度でいうと9回もあったということで、見回りなんかも含めて随分御苦労されていらっしゃると思うんですけど、具体的にはどういう地域をどんなふうにして、警戒に当たっておられるのかということも教えていただければと思うんですが。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 梅雨どきや台風によりまして、局地的な大雨が降った場合などにおきましては、浸水被害や土砂災害が発生いたします。現在、東大和市の大雨洪水警報は、先ほど市長のほうからもお話ありましたが、1時間当たり50ミリ以上の雨量が予想される場合に発令されます。今回、ことしの8月の広島で発生いたしました土砂災害につきましては、1時間当たり100ミリ以上の豪雨が3時間以上も降り続いたというために起きた災害でございました。東大和市におきましても、このような豪雨の場合には、土砂災害の発生の

確率が高くなってございます。市といたしましては、気象情報や河川の水位等の情報を総合的に判断いたしまして、避難勧告や避難指示を発令することになると考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） このところ、大雨がやっぱり気になるもんですから、私もかなり降るようになってくると、ネットで雨雲のレーダーというんですか、何かああいうものを見ながら、こっちのほうに大雨降るのかどうなのかとか、気にしながら見たりとかしてるところなんですけど、そういう技術なんかも大分発達してきたんで、かなり早目に、広島の場合だと時間100ミリから降ると、もうそもそも身動きもできないし、したら余計危ないみたいなこともあって、警戒、避難を呼びかけるタイミングは、行政からするとすごく難しいんだというふうに聞くところでもありますけども、今の御回答だと、かなり早目に呼びかけして、安全確保できるというような体制になってるといふふうに理解してよろしいのでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） やはり最近ではネット等、また気象情報も瞬時に入手できますので、市としましては、市内の危険箇所は8カ所ございますが、そちらについては雨が降ったとき、まず初めにそちらの現地確認に行くというようなことで対応してるところでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 毎回の雨のたびに、そうやって足を運んでいただいて、本当に大変だなというか、ありがたいなというふうに思います。

意見になりますけど、この防災マップなどいただいた地図を頼りに、実際に私も急傾斜地、回って、改めて直近の状況を見てみたんですけども、見てみますと、やっぱり壁、擁壁ですね、擁壁に亀裂や剝離が幾つも見られました。中には結構大き目だと思われるような亀裂も見られました。また、この図示をされていないところでも、これは多分、高さだとか、それからその傾斜の角度ですとか、また隣接してる住宅が5戸ないとかいうような、さまざまな理由があるかと思うんですが、この地図で図示されていないところでも、やっぱり大きな亀裂があるような擁壁なんかも見られて、今はとりあえずもってるけど、こういうとき、この後どういうふうに変ってくるのかなというのが気になりながら見ました。

いずれにせよ、5年前の総務委員会のときに、所管事務調査された記録がホームページからも見られるわけですが、その時点では周辺の住民に対して、市から積極的に情報提供するというのは、なかなか経済的な事情も含めてちょっと難しいなというお話あって、聞かれればちゃんと答えるけれども、市から積極的に発信するというのはなかなか大変なんだという御答弁されていた記録を見ました。そういう意味では、その後、国の姿勢も随分変わって、積極的に情報提供を進めていくように変化をしているんだなということがわかりましたんで、今回、改めて通知を出されたということは、随分前進をしたのではないかなというふうに思っております。

ここでは、急傾斜地だけについてお伺いしましたが、東京都なんかは同時に大規模造成地ですか——なんかについてもマップをつくって、実は東大和の北側、湖畔の地域ですかね、湖畔の地域なんかについても、たしか3カ所ぐらい図示をして、今はとりあえず何ともない状態だけれども、そういうところがありますよという案内なんかもしているところでありましたので、私たちが協力しながらということですけども、改めて小まめに見て回りたいというふうに思っております。

それでは、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（尾崎信夫君） これをもって、本定例会の一般質問は全て終了いたしました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす10日から12日、15日の4日間につきましては、会議を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（尾崎信夫君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 2時 1分 散会